

# 東京都後期高齢者医療広域連合

## 後期高齢者医療療養費支給申請書の提出先等について

### 【柔道整復師】

○平成20年4月より、後期高齢者医療制度の実施主体は、東京都後期高齢者医療広域連合になります。柔道整復師の施術に係わる後期高齢者医療療養費支給申請書（以下、「療養費支給申請書」）の提出先は、今までどおり、東京都国民健康保険団体連合会（※1）（以下、「国保連合会」）で変更ありません。

#### 【提出日】

○国保連合会へ郵送の場合 各月10日必着

○国保連合会へ持込の場合 各月10日

☆制度施行後、3か月の提出日及び支払予定日

申請書提出日	療養費支払予定日
平成20年5月10日（土）	平成20年6月末
平成20年6月10日（火）	平成20年7月末
平成20年7月10日（木）	平成20年8月末

詳細な年間の日程は、後日、支給決定通知書に同封してお知らせします。

- 提出日を過ぎますと翌月以降の取扱いとなりますので、療養費支給申請書の提出日及び提出先についてご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 療養費支給申請書 提出先

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号

東京区政会館

東京都国民健康保険団体連合会

#### お問合せ先

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号

東京区政会館 16階

東京都後期高齢者医療広域連合

保険部 保険課 給付係

電話 03-3222-4515

F A X 03-3222-4500

（※1）療養費支給申請書の受付等は、東京都後期高齢者医療広域連合の事務代行業務として、東京都国民健康保険団体連合会へ委託しております。